

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和元年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥されたことを申し添える。

令和元年11月6日

小松市監査委員 表 靖 二

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象

指定管理者 公益財団法人小松市まちづくり市民財団  
管理施設 小松市立老人福祉センター千松閣  
所管課 予防先進部長寿介護課

### 2 選定理由

小松市立老人福祉センター千松閣は、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

### 3 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

### 4 監査実施日

令和元年9月26日

### 5 監査実施場所

小松市立老人福祉センター千松閣

### 6 監査の範囲

平成30年度小松市立老人福祉センター千松閣指定管理委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

### 7 監査の執行者

監査委員 表 靖二

### 8 監査委員の除斥

監査委員事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、小栗巖監査委員は除斥した。

### 9 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市立老人福祉センター千松閣において、公益財団法人小松市まちづくり市民財団副理事長兼管理局長、所長及び関係職員並びに所管課である予防先進部長ほか長寿介護課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士飯田崇義氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

### 10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

(4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

#### 11 管理委託施設の概要

(1) 設置根拠 小松市立老人福祉センター条例

(2) 所在地 小松市花坂町リ 60 番地

(3) 利用期間 4月1日から3月31日まで

(4) 目的

老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませる。

(5) 事業内容

ア 老人の生活、健康、身上等に関する相談に応じ、適当な援助及び指導を行うこと。

イ 老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。

ウ 老人団体の運営について援助を行うとともに、老人に対する調査、研究、広報等の事業を行うこと。

エ 老人の後退機能の回復訓練を行うこと。

オ その他老人の福祉を増進するために必要な事業を行うこと。

#### 12 指定管理委託料

団体に支払われている委託料は以下のとおりである。

平成 30 年度小松市立老人福祉センター千松閣事業運営委託料 18,699 千円

#### 13 監査の結果

公の施設に管理に係る出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

#### 14 監査の結果に添える意見

<長寿介護課（所管課）>

老人福祉センター千松閣は、高齢者の健康の増進や教養の向上などの便宜を供与し、老人福祉の向上を図るために昭和 49 年に設置されている。

設置から 45 年が経過し、各地区のコミュニティセンターや民間の類似施設が整備されるなど周辺環境の変化もあり、利用人数は年々減少傾向にある。所管課においては、このような現状を踏まえた上で、指定管理料が公費により賄われていることを念頭に置き、施設の公共性や存在性を客観的な指標で捉えるなどの手法により、今後の施設のあり方を検討されたい。

<公益財団法人小松市まちづくり市民財団>

小松市まちづくり市民財団は、現在、千松閣を含めた 20 施設・35 事業の管理運営を行っている。会計処理にあたっては、個々の事業ごとに書類を整備するとともに、損益が明確に分かるよう工夫されたい。